

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和6年4月23日（火曜日）
午前10時開会 午前11時48分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
(1) 令和5年度政務活動費の審査
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	目黒	英一
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	滝田	賢治
委 員	菅井	歩美
委 員	柳澤	健二

説明のため出席した者（4名）

議会事務局	局長	櫻井	良哉
議会事務局	次長	元川	宏
議会事務局	主任	堀内	美夜子
議会事務局	主幹	宮崎	めぐみ

事務局職員出席者

主 査	津久井	麻美子
-----	-----	-----

傍聴者（0名）

○**奥谷委員長** おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。早速、協議事項（１）令和５年度政務活動費の審査に入ります。本日は、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に基づきまして、各会派から提出された政務活動費の収支報告内容が使途基準に適合するかについての審査を皆様をお願いするものです。会議録や、政務活動費の収支報告書等をインターネットで公開しておりますので、十分留意して御審査いただきたいと思っております。また、審査資料については、個人情報が含まれていることや、審査中の資料であることから、タブレットには掲載せず、紙の資料で審査を行いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、１番目の郁政会から事務局より説明をお願いいたします。

○**櫻井議会事務局長** 着座にて御説明させていただきます。まず、冒頭で委員長からの説明もありましたとおり、お手元の資料でございますけれども、個人情報が含まれておりますので、審査終了後に回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは、郁政会の分から説明させていただきます。その前に本日審査していただきますのは、資料の１枚目に記載の６会派と無所属議員４名についてでございます。４月に改選がありましたことから、各会派など、４月分の政務活動費の申請はなかったことを申し上げます。資料の２枚目は、各会派及び議員の収支を一覧表にまとめたものでございます。令和５年度はコロナ影響もなく、行政視察の実施が平常時に戻りつつあったため、調査研究費及び研修費の支出も令和４年度に比べ増加しております。郁政会につきましては、年度当初２２０万円の交付を受けましたが、表の下の欄外に記載のとおり、下村議員の脱退により、令和５年９月１日から所属議員が８名から７名に変更となり、１７万５，０００円が市に返還され、そして、今年の１月１日に滝田議員、柳澤議員の２名の入会により、７名から９名に変更となり、１５万円が追加されましたので、交付金額は２１７万５，０００円と記載しております。また、下村議員につきましては、会派脱退後、無所属議員として残り７か月分の１７万５，０００円が交付されております。そして、滝田議員、柳澤議員につきましては、年度当初、無所属議員としてそれぞれ２７万５，０００円の交付を受けましたが、下の表の欄外に記載のとおり、郁政会入会前の１２月３１日で精算をし、令和６年１月から３月までの３か月及び政務活動費未充当分を市へ返還しております。交付金額につきましては、令和５年５月から１２月までの８か月分を２０万円と記載しております。全会派の合計交付額６６０万円に対しまして、返還金が１２９万円で、率にしますと２０％返還することになっております。それでは、郁政会のほうから説明させていただきます。１番のラベルの郁政会でございます。１番の収入は９名分として２１７万５，０００円でございます。２の支出は４科目の支出でございます。調査研究につきましては、延べ２回の行政視察を行った際の費用でございます。３ページが行程表となります。７月３１日から８月２日までの３日間で、北海道網走市、北見市、旭川市の行政視察を、滝田議員との合同で、８名で行ったものです。４ページが行政視察の収支報告書、視察費用になります。そのうち、政務活動費に充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃などのほか、朝食付きの宿泊代、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に支出が認められている夕食代でございます。それに対しま

して、会派負担としたものは、7月31日土浦品川間の特急券8名分の8,160円とジャンボタクシー代及び夕食代の一部であります。5ページには、政務活動費として一部認められる費用、公共交通機関の計算についての表でございます。1日目の女満別空港から3日目の旭川空港までのジャンボタクシーを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用6万3,950円を政務活動費から充当し、差額の11万1,250円を会派負担としたものです。4ページにお戻りください。夕食代につきましては、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に、支出が認められているもので、宿泊代と合算で1人当たりの上限が1万4,000円ですので、上限までの差額分で、7月31日が1万4,630円、そして、8月1日は1万3,440円を政務活動費から充当し、上限を超えた金額、7月31日が6,370円、そして、8月1日は1万560円を、会派負担としたものでございます。6ページ以降に領収書等が添付されております。つづきまして、15ページが、2月7日から2月9日までの3日間にわたり、9名で、高知県安芸郡馬路村、南国市、高知市の行政視察を行ったもので、16ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち、政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃等のほか、7日の宿泊費のうち、規定の1人当たり上限1万4,000円分と、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に支出が認められている8日の夕食代でございます。会派負担としたものは、7日の宿泊費のうち、規定の1日当たり上限1万4,000円を超えた分の7,200円、そしてジャンボタクシー代の一部と、2月7日土浦品川間の特急券9名分の9,180円であります。17ページには、政務活動費として一部認められる費用、公共交通機関の計算についての表でございます。初日の高知空港から3日目の高知空港までのジャンボタクシーを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用6万6,510円を政務活動費から充当し、差額の10万2,490円を会派負担としたものです。18ページ以降に領収書が添付されております。別添でそれぞれ視察報告書がございますので、後程御覧ください。1ページに戻りまして、支出科目の研修費は研修に参加した際の費用でございます。2ページの会計帳簿を御覧ください。表の中ほどに、研修費の項目が三つございまして、一つ目は、9月25日に海老原議員、今野議員、勝田議員の3名が東京有楽町で開催されました地方議員研修会セミナーの二コマを受講された際の受講料9万円でございます。26ページから29ページまでが、その領収書等でございます。31ページを御覧ください。二つ目は、矢口勝雄議員が、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催された市町村議会議員研修を受講した際の収支報告書であります。受講料のほか、往復交通費を政務活動費から充当しております。30ページから33ページまでが、その領収書等であります。三つ目は滝田議員が参加された市内開催の地方議員特別セミナーの受講料でございます。まず、詳細につきましては、34ページを御覧ください。こちらは支出証明書になりますけれども、次の35ページに領収書が添付されております。こちらにつきましても、別添でそれぞれの研修報告書がございますので、後程御覧ください。1ページに戻りまして、支出科目の資料購入費は、新聞購読料であります。まず、37ページをお願いいたします。脱退前までの下村議員を含む、かつ、小坂議員及び柳

澤議員を除いた8名分の新聞購読料です。38ページ以降に領収書が添付されております。つづきまして、事務所費について御説明いたします。45ページをお願いいたします。NHK放送受信料です。会派控え室に備え付けてあるテレビの令和5年6月からの本年3月までのものでございます。1ページに戻りまして、支出合計額が、195万869円で、3の残額が22万4,131円となり、市に返還されることとなります。なお、支出報告書と帳簿及び領収書の金額は一致しており、帳簿や領収書に漏れや内容の不備はございませんでした。郁政会につきましては以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、御質問もないようですので、郁政会の令和5年度政務活動費収支報告について採決をいたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、郁政会の令和5年度政務活動費収支報告については承認といたします。つぎに、新勇会について事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長 それでは、2番のラベルのほうをお願いいたします。1の収入は4名分、110万円で、二つの支出は三つの科目の支出がでございます。調査研究費につきましては、延べ2回の行政視察を行った際の費用でございます。3ページの行程表を御覧ください。7月31日から3日間の行程で、長崎県佐世保市、福岡県大野城市、それから長崎県西海市へ会派合同で行ったもので、4ページが収支報告書になります。鉄道料金、航空運賃、レンタカー代のうち、政務活動費を充当せず、自己負担としたものは7月31日土浦品川間の普通列車のグリーン券4,000円と、表の下の段の方ほうの7月31日の夕食代1万5,200円でございます。レンタカー代につきましては、5ページに、政務活動費として認められる費用、公共交通機関の計算についての表がでございます。初日の長崎空港から3日目の長崎空港までのレンタカーを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合、レンタカー保険料、高速料金及びガソリン代を含む金額が、規定にある上限金額を下回るため、レンタカー代2万9,505円及び実費の2万2,150円を3会派合同視察により、代表者協議の上、按分した1万4,920円を政務活動費から充当したものです。7ページ以降に領収書が添付されております。つづきまして、15ページが、2月4日から2月6日までの3日間にわたり、会派等合同で、宮崎県日南市、同県西都市、同県児湯郡高鍋町の行政視察を行ったものです。16ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち、政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃、視察訪問時の資料購入のほか、朝食付きの宿泊代、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に支出が認められている夕食代でございます。自己負担としたものは、2月4日土浦品川間のグリーン券4,080円、宿泊代の上限を超えた金額1,800円。それにレンタカー代5,840円であります。17ページに政務活動費として認められる費用、公共交通機関の費用についての表でございます。初日の宮崎空港から3日目の宮崎空港までのレンタカーを使用したことから、

公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用2万560円を政務活動費から充当し、差額の5,840円を自己負担としたものです。18ページから21ページに領収書が添付されております。別添でそれぞれの視察報告書がございますので、後程御覧ください。1ページに戻りまして、支出科目の資料購入費は、住宅地図の購入と新聞購読料であります。22ページをお願いいたします。会派で購入した住宅地図で、土浦地区と新治地区の2セットの購入費用であります。つづきまして、4名分の年間購読料です。鈴木議員3紙、島岡議員及び田中議員が2紙、そして菅井議員の1紙の購読料に充当したものです。23ページから25ページ以降に領収書が添付されております。1ページにお戻りいただきまして、支出科目の事務所費は会派控え室用のノートパソコン購入費用であります。会派控え室用ということで、全額政務活動費の対象となっております。26ページに領収書が添付されております。1ページにお戻りいただきまして、支出合計が113万2,880円で、3の残額はゼロであるため、市の返還はございません。不足分3万2,880円につきましては、全額自己負担となります。なお、収支報告書と帳簿及び領収書の金額は一致しており、帳簿や領収書に漏れや内容等の不備がございませんでしたので、新勇会につきましては以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**古沢委員** 実際は4年以上はもつと思えますけれども、これ4年後はどうなるんですか、これ。ノートパソコンそのものは、誰の所有になるんですか。

○**元川議会事務局次長** ノートパソコンの御質問だと存じます。パソコンについては、事務所費の中で、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に明記がございまして、備品及び使用年数ということで、設置場所、保管場所は会派控え室とするということ。また、共用パソコンの使用年数といたしましては4年間ということで、こちらは税法上の耐用年数に準じて4年間という使用年数を明記してございます。以上でございます。

○**古沢委員** 聞きたいのは、4年経った後は、所有者は誰になるんですかということなんです。

○**櫻井議会事務局長** 会派として購入したものなんで、個人ということに関してではないというふうに確認しておりますけども、その後4年後にどのようなことになるかというのはちょっとそこまでは確認してないんですが。

○**奥谷委員長** 今、その辺りの確認はできますでしょうか。

○**篠塚委員** 4年間は任期中なので、任期終了後はその部屋に置くと。その後、使うのは誰が使ってもいいということで、4年間は新勇会で備品として取り扱いますと。その4年で減価償却するという考え方で今までやっていたと思います。

○**古沢委員** 償却はいいとしても、その会派の部屋に残るということ。それとも誰か個人的に持って行ったりしているの。

○**篠塚委員** 今までの例で言いますと、ノートパソコンではなくて今までデスクトップ型の大きいものだったので、大体。だから、その会派にずっと残っていたのが、今ノートパソコンがよくなってきてですね、プリンターも良くなってきたので、多分ノートパソコンを購入されたと思うので、その辺のことは、ルールは決まってないんで、

4年間の減価償却ということで、その後の件についてはルールは決まっていないので、それはその会派の方とお話ししてまた、不都合があるのであれば、議運なり何なりに上げて申合せをしていけばよろしいのかと思いますけど。

○元川事務局次長 申合せ事項の中に、その取扱いについての表記も現在ございまして、使用年数の途中で例えば壊れてしまったとかいった場合は廃棄手続きを行った後会派の責任で処分することということで、それが引き続き使えるような場合につきましては、その会派構成のほうに異動があった場合には、関係会派間で協議していただいた上で、移管するなど適切な備品管理に努めるというような表記がございまして。あと、万が一会派が消滅したような場合につきましても、使用年数に満たない備品、4年まだ経っていないような備品につきましては、事務局のほうに引き継いで、事務局は議長と協議の上、有効活用に努めるというような、現時点では表記になってございます。

○篠塚委員 パソコンだけではなくて、今回ゼンリンの地図もありますけども、地図も同様に財産として、議会の財産として扱っているような形になると思うので、多分、全部、この議会事務局の部屋に残って、使っているんだと思いますけど、そんな取扱いで今までやっていたと思います。

○古沢委員 要するに、最終的には議会事務局のほうに残すということ。別にそうだったらおかしいことないよね。問題は誰か個人的に所有して使うということになると思うんですけどなっている感じがするもので。

○篠塚委員 今の御意見は、委員会として審査をしていますので、委員会での審査の中の報告で上げてやればいいんじゃないかと思うので、今そういうふうな財産の処分については、そのようなことが委員会で話し合われたので、報告として上げたらいかがなものでしょうか。

○奥谷委員長 総務市民委員会で審査をした際に、パソコンや地図等を含めた備品の取扱いについて御意見がございましたことを、議長のほうに報告するというので、取扱いについてはその後、また議運等で御検討いただくというような形にしたいと思いますので、そのような形でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、その形で進めさせていただきます。ほかに御質問はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、御意見も出尽くしたようですので、令和5年度新勇会の政務活動費収支報告について採決をいたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。先ほどの報告も付してということになりますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのような形で、令和5年度新勇会の政務活動費の収支報告につきましては、承認とさせていただきます。先ほどの意見を付します。つぎに、公明

党土浦市議団について、事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長 それでは、公明党土浦市議団の3のラベルをお願いいたします。

1収入は4名分、110万円で、2支出について調査研究費37万1,970円は、行政視察にかかる費用であります。3ページの行程表を御覧ください。8月7日から3日間の行程で、石川県加賀市、同県金沢市、富山県富山市の行政視察の収支報告書であります。5ページが収支報告書になります。政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道料金、航空運賃のほか、朝食付きの宿泊代、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に、支出が認められている夕食代でございます。それに対しまして、自己負担としたものは、土浦、荒川沖品川間の普通列車のグリーン券往復分と、9日に100キロ未満の金沢富山間を新幹線で移動した際の特急券であります。また、同じく9日に乗車した富山上野間の新幹線の特急券に、繁忙期料金が適用されており、通常料金より一人当たり片道200円が上乗せされております。しかし、市の旅費規定では、通常料金のみ支給と規定されておりますから、それに基づいて繁忙期料金の200円について、自己負担となっております。7日、8日の夕食代の上限を超えた金額につきましても、自己負担となっております。6ページから11ページに領収書が添付されております。つづきまして、12ページが、2月6日から二日間にわたり、3名で、滋賀県近江八幡市、京都府の行政視察を行ったもので、13ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち、政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃、朝食付きの宿泊代、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に支出されている夕食代のほか、乗車券、特急券キャンセル払戻手数料でございます。当初4名にて視察予定でしたが、急遽1名体調不良により欠席となったため、払戻手数料が生じたものとなります。医師の診断書の提出がありましたことから、政務活動費の申合せ事項に準じて、全額政務活動費から充当したものであります。自己負担としたものは、土浦東京間、荒川沖東京間の往復グリーン券3名分であります。15ページ以降に領収書が添付されております。つづきまして、20ページを御覧ください。令和6年3月27日に東京都品川区への行政視察を行った収支報告書です。視察費用のうち、政務活動費を充当しているのは、鉄道運賃のほか、施設入場料となります。なお、1名の方については、私用により別ルートで帰宅したため、上野からの帰りの鉄道運賃への政務活動費の充当はございませんでした。21ページから27ページに領収書が添付されております。1ページにお戻りいただきたいと思っております。支出科目の資料購入費31万5,631円は、2ページ会計帳簿の上段の日経グローバルの年度途中の購読料のほか、新聞購読料です。29ページの領収書を御覧ください。日経グローバルの購読料につきましても、令和5年4月3日号、12日号の2冊分、8,800円を自己負担とし、残りの振込手数料181円を含めた1万3,381円を政務活動費より充当したものです。新聞購読料につきましても、吉田千鶴子議員、平石議員、目黒議員ともに、2紙の年間購読料に充当したもので、根本議員は、年度途中から2紙の購読料に充当したものです。領収書は30ページから47ページに添付されております。1ページにお戻りいただきまして、支出科目の事務所費3万7,779円は、2ページ会計帳簿の後段記載のとおり、4名の議員が自宅で使用しているプリンターのインクや、コピー

一用紙の消耗品にかかる費用で5割支給を適用したものです。48ページ以降に領収書が添付されております。1ページにお戻りいただきまして、支出合計額72万5,380円で、3の残額37万4,620円が市に返還されることとなります。なお、この収支報告書と帳簿及び領収書の金額は一致しており、帳簿や領収書に漏れや内容等の不備はございませんでした。公明党土浦市議団は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、御質問もないようですので、令和5年度公明党土浦市議団の政務活動費収支報告について採決いたします。この収支報告書の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、令和5年度公明党土浦市議団の政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。つぎに、日本共産党土浦市議団について事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長 それでは、日本共産党土浦市議団のほうお願いします。4のラベルをお願いいたします。1番の収入は2名分、55万円でございます。2の支出は4科目の支出でございます。支出科目の研修費は、2ページの会計帳簿を御覧ください。表の上段に費目の研修費の項目がございまして、7月22日から3日間にわたり、福田勝夫議員が岡山県岡山市にて、自治大学校の研修を受講された際の収支であります。受講料のほか、往復交通費、2日分の宿泊料、政務活動費から充当しております。それに対しまして、自己負担としたものは、土浦品川間の往復特急券代2,040円であり、普通乗車券と特急券の内訳は、6ページから8ページを御覧ください。研修の領収書につきましては、3ページから4ページに添付がございます。別添で研修報告書がございますので、後程御覧ください。1ページにお戻りいただきまして、2番支出科目の広報費24万589円は、会派広報紙の印刷代であります。代金全てに政務活動費を充当したのではなく、充当を認められている部分を按分して、当該金額を充当したものでございます。10ページから12ページが、領収書の写しでございます。按分の計算については、13ページを御覧ください。広報誌の内容のうち、政務活動費を充当することのできない紙面の面積割合を金額計算してございます。計算の方法としては、表面、裏面の全体面積と、充当しない紙面の面積をそれぞれ求めて充当しない部分の割合を算出し、その割合に応じた金額を除外しているものです。実際にどの部分を除外しているかと申しますと、次のページの広報誌を御覧ください。サイズはA3より若干小さめのものので両面カラー刷りでございます。表面一番下の右の欄のピンクで囲った部分は、所属議員の個人情報であり、また一番下、左の欄の困りごと、生活相談受付についての連絡先については、活動内容の報告には当たりませんので、政務活動費を充当しない部分です。表面は福田議員が、裏面は古沢議員が6月定例会で一般質問を行った際の報告であり、写真と氏名は掲載内容と付随して一体となっているものでありますので、政務活動

費を充当しているものです。残りの2枚の広報紙につきましても同様でございます。発行部数は8月号が2万部、10月、11月号が1万6,000部、2月号が1万6,000部でございます。つづきまして、21ページを御覧ください。議会報告会の会場費として875円ずつ、計2回で合計1,750円を政務活動費より充当してございます。9月と12月の議会報告を四中地区公民館で行ったものであります。1ページに戻りまして、支出科目の資料購入費10万800円は、2ページの会計帳簿の後段の書籍の購入、同じく後段に記載の新聞購読料です。書籍の購入につきましては、23ページの資料を御覧ください。新聞購読料につきましては、古沢議員が1紙、福田議員が2の購読料に充当したものです。24ページから28ページまでが、その領収書などの写しが添付されております。1ページにお戻りいただきまして、支出科目の事務所費9,718円の内訳は、2ページ会計帳簿の後段記載のとおり、古沢議員が自宅で使用しているプリンターのインクの消耗品にかかる費用で5割の支給を適用したものです。領収書等は29ページに掲載しております。1ページにお戻りいただきまして、支出合計41万6,487円で、3の差引残額13万3,513円が市に返還されることとなります。なお、収支報告書と帳簿及び領収書の金額は一致しており、帳簿や領収書に漏れや内容等の不備はございませんでした。共産党土浦市議団は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 確認ですけれども、広報紙に関して、除外の所は政務活動費の内容ではないから除外するというので、そのとおりでよろしいですね。

○櫻井議会事務局長 政務活動費と認められないというふうに、事務局側のほうで判断させていただいたものでございます。

○篠塚委員 右側のほうは発行責任者じゃないですけども、発行した人のものを書いてあるんですけども、個人的な住所等は活動費ではないということで除外したわけですね。左側のほうは全く違うものが広告みたいな形で入っているということで除外したと、そういう理解でよろしいですか。

○櫻井議会事務局長 そうであります。

○篠塚委員 もう1回聞きますけれども、日本共産党土浦市議団ニュースという、この発行元で発行責任者はこの2名の方になると思うんですが、ここは一体じゃなくて、個人の名前だということの判断でよろしいですね。発行責任者の二人ではないということで、それで除外したということで。

○櫻井議会事務局長 今、委員からの御質問のとおり、あくまでも困りごと相談随時受付ということに対してのということでの話でございまして、それなものですから、事務局としては違うという判断をさせていただき、政務活動費には含めないという判断をさせていただきました。

○篠塚委員 発行者だと思ってしまうんですけども、お二人の名前が入っているのは。だから、発行者はもう駄目だと、住所とアドレスが入っているから、これは該当外だということで除外したということでよろしいんですね。

○櫻井議会事務局長 発行のほうは、左のほうに日本共産党土浦市議団というふうに書

いてありまして、それで、そこまでは発行したという形取れるんですけども、困りごと相談の受付は永国と、それから古沢議員、福田議員という形になっているものですから、そこを私のほうとしては、政務活動費には含まれないというふうに判断したわけなんですけども。

○篠塚委員 何度もしつこく聞くんですけども、個人の住所氏名等が載っているものは宣伝法にあるから、写真も含めて、除外するというのが前にルールで決まったと思うんですけども、この二人のお名前が載っているのは、その個人のことだということで、発行元の責任者ではないという理解で、例えばここに古沢喜幸、福田勝夫さんと名前がですね、発行責任者で載っていたら可能なかどうか。その辺が微妙な所なんですけども、その辺のルールをしっかりとっておかないと、これが按分するとしてもね、どうなのかって。例えば写真のほうも、議会報告で議場でやっている実際の写真だから、活動費の中ではオッケーですよということなんですけども、そういうふうな理由付けではないですけども、明確にしとかないと、これからも会報が出てきた場合に、写真があって、これはどうなんだとか、個人名があった場合どうなんだとかなると思うので、明確なルールを作っておいたほうがという思いで、ちょっとしつこく聞かせていただきたいと思えますので。

○小坂委員 今のことにちょっと関連してなんですけども、政務活動費としては認めないということなんだけど、多分前にもそういう似たようなお話、例えば写真を載せると、写真は政務活動費としては認めないけど、出すのはいいのかという話が結構ありまして、結局写真は、その時は駄目だったような話だったと思うんですね。その時にまたルール作りを考えたので。ですから、今回もこういう形で名前が出てきて、政務活動費とは認めないけど、でも、いいんだよっていうその二つ話なので、政務活動費の認めないということと、広報誌として名前を出すのはいいと言うかどうかという話とちょっとごっちゃになっちゃうとあれなんで。とりあえず、例えば、写真も、議会の写真は載せてもいいよとかね、あると思うんで、広報誌を出す場合には、多分いろいろみんな悩むところなんでよろしく願いいたします。

○奥谷委員長 いかがでしょうか、この件に関して。

○篠塚委員 写真について言えば、活動している写真であればOKだけどもということなんですけども、個人のアップの写真、これも活動してるんだと言っても、それは駄目じゃないかっていう、前も話の中に出たので、多分これが引いてですね、議場でやっているという雰囲気の中であればOKだとか、そういうのがあるんですけども、その辺もちょっとルールとして、個人の写真だけでは駄目じゃなくて、ちゃんと活動している実態が分かればいいですという明確なルールを作っていないと、それが分かるかどうか、例えばこれ分かるのはマイクが写っているのと、やっているものだということだと思うので、これがもしマイクが写ってなくて、どこかでやっているものであったら活動ではないんじゃないかということもあり得るかもしれないし、その辺のルールを明確にしていきたいというか、しなくてはいけないのと、名前のほうも住所と名前が入っていたらこれは個人のあれだからこれは認めませんよというのとかね。この上のほうに福

田議員がやっていますよって、これは活動している所の名前だからいいんだということになるのと、ちょっと微妙なんですけども。困りごと相談は、確かに、これはもう、また別のものだろうとしていいんですけども、日本共産党の発行の二人が名前がね、たまたま住所と入ってしまっているから駄目だというんじゃないで、これが発行責任者と書いてあったらいいのかとかかなと思うので、その辺をしっかりとっておかなくてはいけいのかかなと思うんですが。

○**奥谷委員長** 今あったように、表記の仕方、どこまでがどういう形で表記をすれば認められるのか。あと、写真についても、どういう写真であれば、政務活動費の範疇に収まっているのかということ、やはり言葉として、しっかり申合せ事項の中に、ある程度入れておかないと、前期もこのような御指摘、お話がございましたので、毎回こういった形でいろいろ議論になってしまうかなというふうに思いますので、この辺りの基準の明確化、申合せ事項の明確化というの、併せてまた議長のほうに報告なり、今後また御検討いただきたいということで、委員会としてそれを御意見として伝えるということよろしいですか、この件に関しては。

○**篠塚委員** 極論を言うと、広報紙の全面1枚を写真にしまって、写真の大きさに関しては、多分決まっていなと思うので、そういうのもあるんで、明らかにそういうことはないと思うんですけども、その所のルール化をしておかないと、今後ね、どういうことになるか分からないと思うので、その辺を含めて、委員会のほうで提案すればいいのかなと思います。

○**奥谷委員長** それでは、今ありましたようなことも含めて、もう少し細かく、その辺りのルール決めが、今後のためにも必要かなというふうに思いますので、委員会としてそのあたりを報告させていただきたいというふうに思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。ほかに御質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、御意見も出尽くしたようですので、令和5年度日本共産党土浦市議団の政務活動費収支報告について採決いたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに、先ほどちょっと御意見ございましたが、この時点で御異議はございますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。先ほどの報告事項を議長にお伝えをするということ併せて、和5年度日本共産党土浦市議団の政務活動費収支報告については承認いたします。つぎに、政新会について事務局より説明願います。

○**櫻井議会事務局長** 5番のラベルのほうをお願いいたします。1の収入は2名分55万円で、2の支出は三つの科目の支出がございます。調査研究費につきましては、延べ2回の行政視察を行った際の費用でございます。3ページの行程表を御覧ください。7月31日から3日間の行程で、長崎県佐世保市、福岡県大野城市、それから長崎県西海市へ会派合同で行政視察を行ったもので、4ページが収支報告書でございます。当初は2名で視察をする予定でありましたが、1名体調不良によりキャンセルが生じておりま

す。なお、キャンセル1名につきましては、医師の診断書が提出ございます。政務活動費を充当せず、自己負担としたものは、7月31日土浦品川間のグリーン券代1,000円と、夕食代の上限を超えた金額3,800円。キャンセル料のうち、グリーン券のキャンセルに当たる220円、そしてレンタカー代の一部であります。5ページには、政務活動費として認められる費用、公共交通機関の計算についての表でございます。初日の長崎空港から3日目の長崎空港までレンタカーを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用1万2,480円を政務活動費から充当し、差額の2,270円を会派負担としたものです。また、高速料金及びレンタカー保険料、ガソリン代に関しては、実費の2万2,150円を3会派合同視察により、代表者協議の上按分し、3,615円を自己負担しています。7ページ以降に領収書などが添付されております。つづきまして、18ページが、2月4日から2月6日までの3日間にわたる2名で、宮崎県日南市、同県西都市、同県児湯郡高鍋町へ会派等合同で行政視察を行ったもので、19ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち、政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃、視察訪問時の資料購入、レンタカー代の交通費の一部、朝食代付きの宿泊代、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に、支出が認められている夕食代でございます。自己負担としたものは、2月4日土浦品川間のグリーン券2,040円、宿泊代の上限を超えた金額900円、そしてレンタカー代の一部であります。20ページには、政務活動費として認められる費用、公共交通機関の計算についての表がございます。初日の宮崎空港から3日目の宮崎空港までレンタカーを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用1万280円を政務活動費から充当し、差額の2,920円を自己負担としたものです。22ページ以降に領収書が添付されております。別添でそれぞれ視察報告書がございますので、後程御覧ください。1ページにお戻りいただきまして、支出科目の資料購入費8万7,600円は、所属議員2名分の新聞購読料で、25ページには、竹内議員が2紙の購読をした領収書、そして、26ページ、27ページには、寺内議員が1紙を購読した領収書が添付されております。1ページお戻りいただきまして、支出科目の一番下の事務所費、1万1,179円はNHK受信料で、28ページに、令和5年6月から本年3月までの領収書が添付されております。1ページにお戻りいただきまして、支出合計が34万3,803円で、3の残額20万6,197円が市に返還されることとなります。なお、収支報告書と帳簿及び領収書の金額は一致しており、帳簿や領収書に漏れや内容等の不備はございませんでした。政新会については以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、御質問もないようですので、令和5年度政新会の政務活動費収支報告について採決をいたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、令和5年度政新会の政務活動費収支報

告につきましては、承認いたします。つぎに、社民党土浦について事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長 それでは、6番のラベルをお願いいたします。1の収入は1名分で27万5,000円、2の支出は二つの科目の支出がございます。調査研究費は、3ページの行程表を御覧ください。7月31日から3日間の行程で、長崎県佐世保市、福岡県大野城市、それから長崎県西海市へ会派合同で行政視察を行ったもので、4ページが収支報告書になります。政務活動費を充当せず、自己負担としたものは、7月31日土浦品川間の普通列車のグリーン券1,000円と、夕食代の上限を超えた金額3,800円であります。5ページには、政務活動費として認められる費用、公共交通機関の計算についての表でございます。初日の長崎空港から3日目の長崎空港までレンタカーを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合、レンタカー料金、レンタカー保険料、高速料金及びガソリン代を含む金額が、規定にある上限金額を下回ることから、レンタカー代7,375円及び高速料金等の実費の2万2,150円を3会派合同視察により代表者協議の上、按分した3,615円を政務活動費から充当しております。7ページから14ページに、領収書などが添付されております。つづきまして、15ページが、2月4日から2月6日までの3日間にわたり、宮崎県日南市、同県西都市、同県児湯郡高鍋町へ会派合同で行政視察を行ったもので、16ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち、政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃、レンタカー代、視察時資料代のほか、朝食付きの宿泊代、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に、支出が認められている夕食でございます。政務活動費を充当せず、自己負担としたものは、2月4日土浦品川間の普通列車のグリーン券1,020円、宿泊代の上限を超えた金額450円、そして、レンタカーの一部であります。17ページには、政務活動費として認められる費用、公共交通計算についての表でございます。初日の宮崎空港から3日目の宮崎空港までレンタカーを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用5,140円を政務活動費から充当し、差額の1,460円を自己負担としたものです。19ページ以降に領収書が添付されております。別添でそれぞれ視察報告書がございますので、後程御覧ください。1ページにお戻りいただきたいと思っております。2支出科目の広報費24万5,713円は、会派広報紙の印刷代であります。代金全てには政務活動費を充当したのではなく、充当を認められる部分を按分して、当該金額を充当したものでございます。22ページが支出証明書、23ページが領収書の写しです。印刷部数は市議会レポート2号が5,000部、3号が6,000部となっております。広報誌の按分の計算については、24ページを御覧ください。広報誌の内容のうち、政務活動費を充当することができない紙面の面積割合を金額計算してございます。計算の方法としましては、表面、裏面の全体面積と充当しない紙面の面積をそれぞれ求めて、充当しない部分の割合を算出し、その割合に応じて金額を除外しているものです。実際にどの部分を除外しているかと申しますと、25ページの広報誌を御覧ください。サイズはA3で両面カラー刷りです。表面右上の欄のピンクで囲った部分につきましては、所属議員の個人情報であることや、

写真が議員活動時の写真ではなく、単なる個人写真であること、また、氏名の記載のサイズの文字、文字型の文字に比べまして、必要最低限の広報活動費の大きさに見えないため、そしてスローガンに記載があることから、その部分に関し、政務活動費の充当は認められないとしております。表面裏面のほかの部分、ともに一般質問を行った際の報告であり、政務活動費を充当しております。1ページにお戻りしまして、支出合計が40万1,219円で、3の残額は0円で、市への返還金はありません。また、政務活動費を超えた金額につきましては、自己負担となっております。なお、収支報告書と帳簿及び領収書の金額は一致しており、帳簿や領収書に漏れや内容等の不備はありませんでした。社民党土浦については以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますか。

○篠塚委員 また、広報紙の話で申し訳ないですけれども、これを発行する前に、こういうものは認められないとか、そういうのは説明はされていますかね。発行される議員のほうには。

○櫻井議会事務局長 その辺のところは、説明はしてなかったんですが。

○篠塚委員 今回、良い機会ですので、今度は広報紙を発行するに当たっては、こういうことがというルールをですね、決めて、皆さんにお渡しするというのも一つだと思うので、これは後でまた報告でお願いできればと思います。

○奥谷委員長 先ほどの件も含めて、発行元の表記と、あとは写真のどのように写せば、政務活動費として認められるか、そういったところも含めて、この審査が終わりましたら、事務局のほうでも少し取りまとめをしていただいて、議員に配布なり、連絡をしていただくような形でよろしいのかなというふうに思いますが、その前に議運で諮ったその内容も含めて周知をしていただければというふうに思いますので、御検討をよろしく願いいたします。ほかに御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、御意見も出尽くしたようですので、令和5年度社民党土浦の政務活動費収支報告について採決いたします。この収支報告の内容について土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、令和5年度社民党土浦の政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。つぎに、下村壽郎議員分について事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長 それでは、7のラベルをお願いいたします。1番の収入は、郁政会を脱退されてから改めて交付された9月からの7か月分の交付金17万5,000円でございます。2の支出は二つの科目の支出がございます。支出科目の調査研究費につきましては、1回の行政視察を行った際の費用でございます。調査研究費は、3ページの行程表を御覧ください。2月4日から2月6日までの3日間にわたり、宮崎県日南市、同県西都市、同県児湯郡高鍋町へ会派等合同で行政視察を行ったもので、4ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち、政務活動費を充当しているのは、行程の鉄

道運賃、航空運賃、視察訪問時の資料購入、レンタカー代の購入費の一部のほか、朝食付きの宿泊代、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に支出が認められている夕食代でございます。自己負担としたものは、2月4日土浦品川間のグリーン券1,020円、宿泊代の上限を超えた金額、そして、レンタカー代の一部であります。5ページには、政務活動費として認められる費用、公共交通機関の計算についての表がございます。初日の宮崎空港から3日目の宮崎空港までレンタカーを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用5,140円を政務活動費から充当し、差額の1,460円を自己負担としたものです。7ページ以降に領収書が添付されております。別添でそれぞれの視察報告書がございますので、後程御覧いただきたいと思っております。1ページにお戻りいただきまして、支出科目の資料購入費5万250円は、新聞購読料で2紙を購読した領収書等が10ページ以降に添付されております。1ページにお戻りいただきまして、支出合計が11万9,376円で、3の残額5万5,624円が市に返還されることとなります。なお、収支報告書と帳簿及び領収書の金額は一致しており、帳簿や領収書に漏れや内容等の不備はございませんでした。下村壽郎議員は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、御質問もないようですので、令和5年度下村壽郎議員の政務活動費収支報告について採決いたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、令和5年度下村壽郎議員の政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。つぎに、吉田直起議員分について事務局より説明願います。

○**櫻井事務局長** それでは、8番のラベルをお願いいたします。1の収入は1名分27万5,000円で、2の支出は3科目の支出でございます。2ページの会計帳簿を御覧ください。表の上段に費目の研修費の項目があり、11月13日の沖縄県那覇市で開催されました地方議員研究会主催の新人議員研修、二コマを受講された際の収支であります。3ページの支出報告書を御覧ください。受講料のほか、往復交通費、宿泊費を政務活動費から充当しております。4ページから10ページまでが、その領収書などであります。2ページにお戻りください。集団研修費は、今年2月1日の大阪府大阪市の地方議員研究会主催の質問作成特別講座、一コマを受講された際の収支であります。3ページの支出報告書を御覧ください。受講料のほか、往復交通費、宿泊費を政務活動費から充当しております。それに対しまして、自己負担としたものは、東京大阪間の新幹線のグリーン券であります。スマートEXを使用して購入していたため、通常よりも安価な値段で購入しており、通常の乗車券もスマートEXで購入したと仮定し、片道1万4,320円を政務活動費から充当し、差額の1,620円を個人負担としたものです。また、上限を超えるホテル代2,801円に関しましては自己負担となっております。1

1 ページ以降に、領収書の添付がございます。別添で研修報告書がございますので、後程御覧ください。1 ページにお戻りいただきまして、2 支出科目の広報費7万7,000円は、議員活動報告の広報誌の印刷代であります。17 ページが領収書の写しです。印刷部数は5,000部となっております。次のページの広報誌を御覧ください。サイズはA4サイズで、両面カラー刷りです。1 ページにお戻りいただきまして、支出科目の資料購入費7万7,250円は、2 紙の新聞購読料で、政務活動費に充当したものです。領収書が20ページ、21ページに添付されております。1 ページにお戻りいただきまして、支出合計が27万6,345円で、3の残額は0円で、市への返還金はございません。また、政務活動費を超えた金額につきましては、自己負担となっております。なお、収支報告書と帳簿及び領収書の金額は一致しており、帳簿や領収書に漏れや内容等の不備はございませんでした。吉田直起議員は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 非常に細かい所ですけど、2 ページの会計帳簿の中で、広報費の備考欄でパンフレット5,000部と書いてあるんですけども、パンフレットというと、定期発行物ではない印刷物やリーフレットもそうなんですけども、どちらかというと、この表現だとちょっと誤解を招く表現ではないかと思うので、広報誌で認められたのは、広報誌か報告書となっていますので、表記するのであれば、印刷物代などにしたほうが誤解を招かなくていいのかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○櫻井議会事務局長 こちらにつきましては、修正させていただきたいと思っておりますので、申し訳ございませんがよろしくお願ひします。

○奥谷委員長 それではよろしくお願ひします。ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ほかに御質問もないようですので、令和5年度吉田直起議員の政務活動費収支報告について採決いたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、令和5年度吉田直起議員の政務活動費収支報告につきましては、承認いたします。つぎに、滝田賢治議員分について、事務局より説明願ひします。

○櫻井議会事務局長 9番のラベルをお願いいたします。無所属議員でありました5月から12月までの際に交付された交付金27万5,000円でございます。2の支出は1科目の支出でございます。支出科目の調査研究費につきましては、1回の行政視察を行った際の費用でございます。調査研究費は、3ページの行程表を御覧ください。7月31日から8月2日までの3日間で、北海道網走市、北見市、旭川市の行政視察を郁政会と合同で行ったものです。4ページの行政視察の収支報告書のうち、政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃等のほか、朝食付きの宿泊代、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に支出が認められている夕食代、そしてジャンボタクシー代

の一部でございます。それに対しまして、自己負担としたものは、7月31日土浦品川間の特急券1,020円、夕食代の上限を超えた分で、7月31日の910円及び8月1日の1,320円であります。5ページには、政務活動費として一部認められる費用、公共交通機関の計算についての表がございます。初日の女満別空港から3日目の旭川空港までジャンボタクシーを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用8,170円を政務活動費から充当し、差額の1万3,730円を自己負担としたものです。6ページ以降に領収書が添付されております。別添で視察報告書がございますので、後程御覧ください。1ページお戻りいただきまして、支出合計額が9万9,850円で、3の残額17万5,150円が市に返還されております。なお、収支報告書と帳簿及び領収書の金額は一致しており、帳簿や領収書に漏れや内容の不備はございませんでした。滝田議員につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 御質問もないようですので、令和5年度滝田賢治議員分の政務活動費収支報告について採決をいたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、令和5年度滝田賢治議員分の政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。つぎに、柳澤健二議員分について、事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長 10番のラベルのほうをお願いいたします。1番の収入は、無所属議員でありました5月から12月までの際に交付された交付金27万5,000円でございます。2ページを御覧ください。支出はございませんでしたので、27万5,000円を全額市へ返還しております。柳澤健二議員につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 先ほどの確認なんですが、1ページのこの一覧の表で滝田委員と柳澤議員の交付額の金額が、これ20万でいいんですかね、交付額。ちょっと確認をさせてください。よろしいでしょうか。

○櫻井議会事務局長 これ、正直、ちょっと17万5,000円とかっていうふうな数になってくるのではないかなというふうに思うんですけども、ここにちょっと全体の金額の中で、戻り分とかがちょっと存在しちゃうもんで、ここで20万というふうに、なんて言っているのかちょっと分かんないんですけど、そういうふうな形ですね。

○奥谷委員長 これ交付金自体は、交付をされた金額自体でもう確定をしているわけですよ。この一覧で、この横の表で、滝田議員と柳澤議員の交付金の額がそれぞれ20万ずつになっているんですが、この表記で正しいのかどうかをちょっと確認をさせてください。正しければいいんですが。

○櫻井議会事務局長 実際にこの金額で、政務活動費として、まず、何て言ったらいいかな、これ。当初の中で支出している金額というものを、私のほうで。

○奥谷委員長 少し休憩を取ります。40分再開で。休憩を取らせていただきますので、

よろしく申し上げます。

(休憩：11時30分)

(再開：11時40分)

○奥谷委員長 それでは、再開をいたします。冒頭櫻井議会事務局長申し上げます。

○櫻井議会事務局長 委員の皆様から御指摘のありました件につきまして、この後書類のほうの不備がございますので、修正のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○奥谷委員長 それでは、そのようにまずは修正をしていただいて、字句等の修正につきましては委員長一任ということで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、令和5年度の政務活動費の審査は終了をいたしました。先ほど御意見でいただいた備品の取扱い、あとは会報の中の写真とか、あと発行元の表記等々について、さらに細かいルール化が必要であろうという御意見をいただきましたので、その意見については、議長のほうに報告をさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、審査は以上でございます。ありがとうございました。